

平成 26 年 5 月 1 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名  
東京都千代田区神田錦町一丁目 2 番地 1  
イオンリート投資法人  
代表者名 執 行 役 員 河 原 健 次  
(コード：3292)

資産運用会社名  
イオン・リートマネジメント株式会社  
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 河 原 健 次  
問合せ先 取 締 役 兼 財 務 企 画 部 長 塚 原 啓 仁  
(TEL. 03-5283-6360)

## 本投資法人及び本資産運用会社の役職員に対する 「投資口累積投資制度」導入に関するお知らせ

イオンリート投資法人（以下「本投資法人」といいます）及び本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社であるイオン・リートマネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます）は、その役職員を対象とする投資口累積投資制度（以下「本制度」といいます）の導入をいたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度導入の目的

本投資法人及び本資産運用会社の役職員が、本制度の導入により、より一層、本投資法人の投資口価格の価値向上及び業績向上への意識を高め、投資主の皆さまの利益と一致した経済的な動機付けをもつことで、投資主のさらなるご信頼にお応えし、本投資法人の継続的な成長を維持し、投資主価値の向上、最大化を図ることを目的としています。

#### 2. 本制度の概要

本「投資口累積投資制度」は、証券会社が一般的に提供する制度であり、一般に利用が可能です。本投資法人及び本資産運用会社の役職員が本制度（注）を利用し、本投資法人の投資口を取得することが可能とされています。

なお、本投資法人及び本資産運用会社の役職員が、本制度により投資口の取得及び売却を行う場合については、平成 26 年 4 月 1 日施行の改正金融商品取引法に基づき改定を行った本投資法人の「内部者取引管理規程」及び本資産運用会社の「内部者取引管理規程」により制限されます。また、本制度により取得した投資口は、在職期間中はもちろんのこと、本投資法人又は本資産運用会社の役職員でなくなった場合にも、一定期間売却ができない旨を規定しています。

（注）本投資法人の投資口を毎月一定額、証券会社を通じ定期的に取得できる仕組みです。

#### 3. 開始時期

平成 26 年 5 月より拋出開始

#### 4. 今後の見通し

今回の「投資口累積投資制度」導入による本投資法人の業績及び運用状況への影響はありません。

以上

\* 投資法人のホームページアドレス：<http://www.aeon-jreit.co.jp/>